

2013 年度中間評価

評価シート

安心して働くことのできる環境整備

関連する 2020 年までの目標

- 年次有給休暇取得率 70%
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 5 % (2008 年の実績 (10%) の 5 割減)

項目	2011 年度 実績	2012 年度 実績	2013 年度 目標	2011 年度 実績 (4～10 月)	2012 年度 実績 (4～10 月)	2013 年度 実績 (4～10 月)
①年次有給休暇取得率※1	49.3% ※3	47.1% ※4	53.9%	-	-	-
②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 ※2	9.3% ※3	9.1% ※4	8.6%	9.4% (1～10 月)	9.2% (1～10 月)	8.9% (1～10 月)

(備考)

※1 【厚生労働省「就労条件総合調査」(平成 25 年)】 常用労働者数が 30 人以上の民営企業における、全取得日数／全付与日数 (繰越日数を含まない)

※2 【総務省「労働力調査」(平成 25 年)】 非農林業雇用者 (休業者を除く) 総数に占める週間就業時間 (年平均結果) が 60 時間以上の者の割合

※3 2011 年調査 (目標は暦年設定)

※4 2012 年調査 (目標は暦年設定)

2013 年度目標設定における考え方

①年次有給休暇取得率

2020 年に 70%とするため、2011 年の実績 (49.3%) に、1 年当たり 2.3 ポイントを加えた値を目標値とする。

②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

2020 年に 2008 年の実績 (10.0%) の 5 割減とするため、2012 年の実績 (9.1%) から、1 年当たり 0.5 ポイントを減じた値を目標値とする。

施策実施状況

(2013 年度に実施している主な取組)

- ①年次有給休暇取得率及び②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合
- 労働時間等設定改善推進助成金

(事業主団体傘下の中小事業主が、労働時間等の設定改善を図るため、団体としてセミナーの開催や巡回指導等を実施した場合に、これに要した費用を助成)

○職場意識改善助成金

(中小企業が、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成)

○働き方・休み方改善コンサルタント

都道府県労働局に配置されている働き方・休み方改善コンサルタントによる「労働時間等見直しガイドライン」の周知、年次有給休暇取得促進や長時間労働の抑制に向けた個別の相談や助言・指導を実施しており、その結果、時間外労働時間が減少した事例や、年次有給休暇の取得率が向上した事例が認められている。

①年次有給休暇取得率

○労使自らが「働き方・休み方」の現状を幅広く自主的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」の開発。

○労使、地方自治体等が協働で協議会を設置し、地域のイベントや小中学校の休校日等に合わせて一斉に休暇取得することを働きかけるなど、「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施(2013 年度は、静岡県島田市及び川根本町、熊本県人吉市で実施中)。

○業種の特性に応じた年次有給休暇の取得促進の方法を盛り込んだ「働き方・休み方改善ハンドブック」を開発・普及(2013 年度は、情報通信業、宿泊業を開発中)。

○夏季、年末年始、GW の時季を捉えた連続休暇取得促進を含む年次有給休暇取得促進のポスター、リーフレットの作成。

2013 年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

① 年次有給休暇取得率

2013 年調査(調査対象は 2012 年)では、年次有給休暇の取得率は 47.1% となり、前回調査(49.3%)から 2.2 ポイント減少している。

年次有給休暇取得率は、1993 年の 56.1%をピークに低下し、2000 年には 50%を下回ったが、2006 年の 46.6%を底に、2010 年 48.1%、2011 年 49.3%と、近年は緩やかに上昇していたものの、2012 年には低下に転じた。この背景の一つとしては、それまで東日本大震災による経済活動への影響で、一時

的に、業務量が減少したと考えられる業種において年次有給休暇の取得日数が増加していたものが、震災前の水準に戻ったこともありうると考えられる。

厚労省が実施した調査（※５）によると約３分の２の労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じており、理由として「みんなに迷惑がかかる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などを挙げている。取得率の向上のためには、年次有給休暇を取得しやすい職場の環境づくりが課題である。

【参考】

【※５労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査】

・年次有給休暇取得へのためらい（2013 年、（ ）は 2012 年）

「ためらいを感じる」22.6%（22.0%）、「ややためらいを感じる」43.4%（43.5%）、「あまりためらいを感じない」24.3%（24.2%）、「全くためらいを感じない」8.9%（9.6%）、無回答 0.7%（0.8%）

・ためらいを感じる理由（2013 年、複数回答可、（ ）は 2012 年）

「みんなに迷惑がかかる」73.3%（71.6%）、「後で多忙になるから」43.5%（41.8%）、「職場の雰囲気取得しづらい」30.2%（31.3%）

② 週の労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

2013 年 1 月から 10 月までにおける週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 8.9%となり、年度目標(8.6%)には届いていないものの、前年同期(9.2%)と比べて 0.3 ポイント減少している。

中間評価段階ではあるが、年度目標に届いていない点については、2020 年に全ての企業で実施するとしている「労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合」が前回調査（59.7%）から増加するも、60.6%にとどまるなど（※６）、労働者の希望も踏まえた労働時間等の見直しを進めることや、恒常的な長時間労働が過重労働の一因となるおそれがあることについて、未だ、労使の理解が十分に深まっていなかったことなどものの要因の一つとして考えられる。

【参考】

【※６労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査】（2013 年（ ）は 2012 年）

・労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使の話し合いの機会

「設けている」60.6%（59.7%）、「今後設ける予定である」2.4%（3.3%）、

「必要に応じ設けるつもり」27.1%（25.0%）、「設ける予定はない」9.7%（11.8%）

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① 年次有給休暇取得率 ②週 60 時間以上の雇用者の割合

労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組が未だ十分でない状況にあるものと考えられることから、過重労働による健康障害防止及び仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の観点から、引き続き、働き方・休み方の見直しを促進していくことが重要である。

特に、年次有給休暇については、取得率が低下したことを踏まえ、より一層の取組が必要となることから、平成 26 年度については、企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の活用方策の検討や、この指標の活用に関する好事例の収集・分析を行うこと、「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の拡充等を行うことにより、年次有給休暇の取得促進を図ることを現在検討している。

なお、現在、労働政策審議会労働条件分科会において、労働時間法制について、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に調査審議を行っており、この中で年次有給休暇取得率の向上や長時間労働の抑制の課題についても、議論が行われているところ。

分科会委員の意見

○業況判断が上向いている局面でありながら、週労働時間 60 時間以上の雇用者割合が若干減少したことは、労使の取組の成果であると評価できるものの、年次有給休暇の取得率が減少する等、年度目標が達成できていないことを重く受け止め、最終目標達成のために引き続き努力すべき。

○具体的には、

- ・企業内における労使の話し合いの場の設置の促進
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の活用促進
- ・年次有給休暇の取得促進に向けた労使双方の意識改革
- ・週労働時間 60 時間以上の雇用者の削減について、健康確保措置の観点も踏まえた職場における啓発活動の推進

を図るため、業種特性等に応じた対策に工夫を講じるなど、これまで以上に対策を検討すべき。

○労働条件分科会において現在審議されている労働時間法制の議論においても、年次有給休暇取得促進、長時間労働の抑制等の観点から議論を深めるべき。